

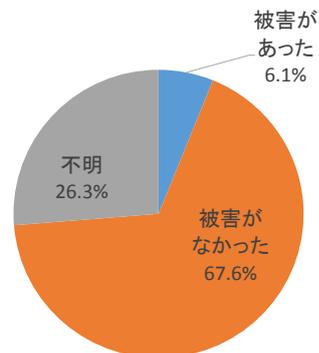
・結果の概要

(1) 模倣被害社数の割合

2015 年度において我が国の産業財産権を保有する企業のうち、同年度中に模倣被害を受けた企業数(全体推計)は、約 1 万社(全体の約 6%)であった。

登録件数	模倣被害あり	模倣被害なし	模倣被害があるか分からない、把握していない
1件以上10件未満	6,986社	101,297社	37,724社
10件以上100件未満	2,564社	11,501社	5,828社
100件以上	790社	1,382社	820社
全体	10,341社	114,180社	44,373社

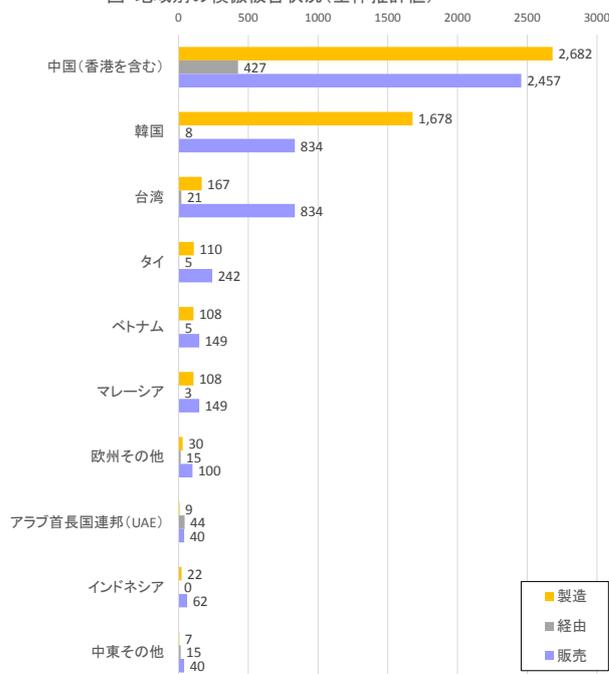
模倣被害社数の割合
(全体推計値)



(2) 国・地域別の模倣被害状況

2015 年度において我が国の産業財産権を保有する企業が受けた模倣被害の状況を模倣品の製造国(地域)、経由国(地域)及び販売提供国(地域)に分けてみると、製造国が中国(香港を含む。以下同じ。)である企業数(全体推計)は 2,682 社、経由国が中国である企業数(全体推計)は 427 社、販売提供国が中国である企業数(全体推計)は 2,457 社であり、いずれも中国が最多であった。

国・地域別の模倣被害状況(全体推計値)

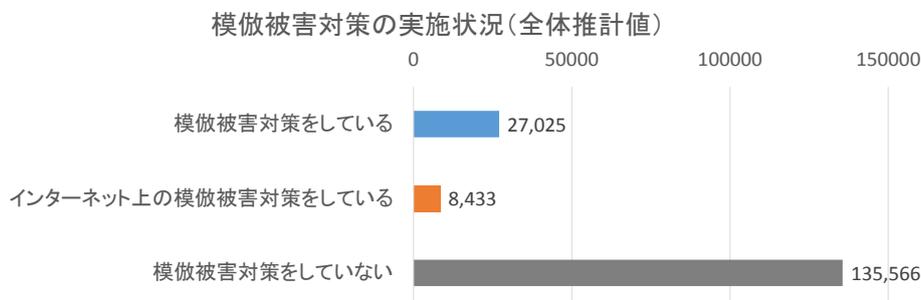


注1)「欧州その他」とは、トルコを除いた欧州諸国を示す。

注2)「中東その他」とは、アラブ首長国連邦(UAE)及びサウジアラビアを除いた中東諸国を示す。

(3) 模倣被害対策の実施状況

2015年度において我が国の産業財産権を保有する企業のうち、模倣被害対策を実施している企業数(全体推計)は約2万7千社であり、インターネット上での模倣被害対策を実施している企業数(全体推計)は約8千4百社であった。



・用語の解説

(1) 「模倣被害」とは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権などの(※1)知的財産権を侵害した製品・サービスが、製造・販売等されることで利益を損なう可能性がある被害のことをいう。ただし、本調査における模倣被害は上記模倣被害に加え、(※2)権利化していない商品・サービスの模倣被害を含むこととする。

例えば、次のようなケースが模倣被害に含まれる。

- ・商品のブランドロゴが盗用された偽ブランド品が流通しているケース
- ・真正品のデザインやパッケージがそのまま模倣されたデッドコピーが流通しているケース
- ・ライセンス許諾を受けずに半製品や付属品等の非正規製品が製造され、格安商品として販売されているケース
- ・製品製造や加工技術に不正に技術が盗用されているケース
- ・CD や DVD 等の海賊版・違法コピー
- ・知的財産権を権利化していない国・地域において、我が国における権利または使用している商標などを盗用した出願・登録がされている、または盗用して登録された権利に基づいて当該国への輸出が差し止められているケースなど

また、「模倣品の販売提供国・地域」の回答には、インターネット上で模倣品が、その国・地域で「販売」又は「提供」されている場合を含むものとする。

※1 「知的財産権」には、“特許権”、“実用新案権”、“意匠権”、“商標権”、“著作権”及びその他の知的財産権(育成者権、回路配置利用権、不正競争防止法上の営業秘密・商品等表示・商品形態等、会社法上の商号)が含まれる。

※2 「権利化していない」とは、例えば日本では権利を取得しているが、当該外国において模倣対象製品の知的財産権を保有しておらず、かつ、現在出願もしていない場合などをいう。

(2) 「なりすましECサイト」とは、実在するサイトの外観(屋号、商標、サイト意匠・構成、使用している画像等)を模倣することにより、あたかも当該サイトである又は当該サイトと関係のあるサイトであるかのように消費者を誤認させ、商品代金をだまし取ったり、模倣品・海賊版その他購入しようとした品と全く別個の物を送りつけるサイトを指します。

(3) 「OEM」とは、相手先企業の商標をつけて販売される完成品や半製品の受注生産、相手先ブランド生産、相手先商標製品製造を指します。

・集計・推計方法

(1)集計方法

業種別(17分類)及び登録件数別(3階層)に有効回答数の集計を行った。

(2)推計方法

【標本調査区分】母集団を登録件数別(10件未満、10件以上100件未満、100件以上)の区分に分けた後、標本調査区分(10件未満及び10件以上100件未満)の各層については、推計元標本についての集計結果を推計元標本数で除し、各層の母集団数を乗じることによって算出を行った(平均値による拡大)。

$$\text{(各層の全体推計値)} = \frac{\text{(各層の推計元標本集計値)}}{\text{(各層の推計元標本数)}} \times \text{(各層の母集団数)}$$

【全数調査区分】全数調査である登録件数「100件以上」の層の未回収企業の補完は、各調査事項の平均値により行った。

・その他

今年度調査より統計法に基づく一般統計調査として実施していることから、前年度以前の模倣被害実態調査結果との単純比較はできない。